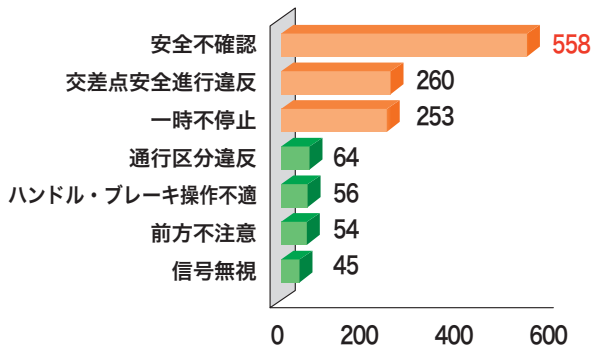


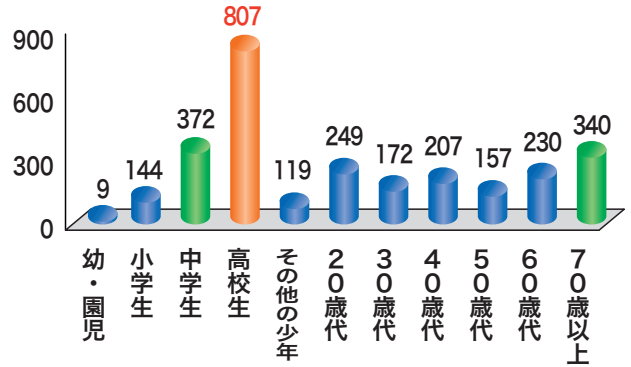
# 自転車の関係した人身事故の特徴（平成25年中）

## 自転車の主な違反(原因)(人)



安全不確認、交差点安全進行違反、一時不停止が大半を占めています。

## 年齢層別死傷者数(人)



高校生の死傷者が約3割を占めています。中学生・70歳以上の死傷者も多くなっています。

## 交通事故につながる主な違反（原因）と罰則

- 酒酔い運転……………5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 信号無視・一時不停止…3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 右側通行……………3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 二人乗り……………2万円以下の罰金又は料料
  - ※除外…16歳以上の人
    - 幼児用乗車装置を備える自転車に6歳未満の幼児一人を乗せる場合
    - 4歳未満の幼児一人をひもなどで確実に背負い運転する場合
    - 幼児二人同乗用自転車を利用する場合
- 並進……………2万円以下の罰金又は料料
- 無灯火・傘差し運転…………5万円以下の罰金
- 運転中の携帯電話等使用…5万円以下の罰金
- ◆平成25年12月1日施行◆
- 制動装置不良自転車の検査拒否・命令違反等…5万円以下の罰金
- 右側の路側帯通行……………3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

昼間も  
ライト点灯に  
心掛けましょう。



**制動装置(ブレーキ)を備えていない自転車(ピスト等)は道路で乗ることはできません**

## 自転車の安全利用のために

自転車を安全に乗るために、自転車安全整備店の看板のあるお店で、定期的に自転車安全整備士による点検・整備と安全指導を受けて、点検整備済**TSマーク**(有料)を貼付してもらいましょう。

**TSマーク**には1年間有効の賠償責任保険と傷害保険が付いています。

料金や補償内容など、詳しくは、自転車安全整備店にお問い合わせください。



自転車安全整備店章



TSマーク(赤)



TSマーク(青)

## 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用